

長崎県版GAP（農業生産工程管理）推進方針

長崎県農林部

平成18年2月15日策定

平成29年3月23日改定

1 基本方針

二酸化炭素の増加に起因すると考えられている地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、化学物質等による土壌汚染など、環境問題は地球規模で深刻化している。

農村地域においても、肥料・化学農薬等農業資材が過剰に使用された場合や生活廃水が未処理な場合は、地下水、河川水、海水、土壌などへの環境負荷が懸念される。

また、近年、大腸菌O157、サルモネラ菌、レジオネラ菌など病原性微生物による食品衛生問題・健康被害が社会問題化しており、さらに、BSEや鳥インフルエンザの発生などこれまで国内では未発生もしくは発生が少なかった家畜の感染症の報告も相次ぎ、食品の安全性について関心が高まっている。

農産物においても、平成14年に発生したダイホルタン等の無登録農薬使用事件や輸入野菜の残留農薬問題などにより安全性に対する危惧が広がっている。さらに、平成18年度からは農薬の残留基準についてポジティブリスト制が導入されることになっており、飛散問題など農薬の使用についてはこれまで以上に注意する必要性が生じている。

しかしながら、農業は、本来安全で安心できる食料を安定的に供給する使命とともに、豊かな自然との共生によって成り立ち、美しい景観と様々な動植物のすみかの保全など自然環境を維持・発展される機能をもつ。さらに誇りある伝統と文化の維持など、産業としてだけでなく地域社会、次世代の福祉にも貢献するものであり、このような農業が本来もつ力を発揮させ、祖先たちが作り上げてきた国土と自然を次世代に手渡していくことは重要な責務である。

さらに国は、平成27年度より「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)に基づき、日本型直接支払(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)を実施しており、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換している。

一方、最近では、“ロハス*”（LOHAS：Lifestyles Of Health And Sustainability）と呼ばれ「環境や健康問題に関心が高く、持続的な社会の在り方を志向する生活様式」を目指す人々が増加しており、また少子高齢化などの社会構造の変化から、環境・健康問題を自らの行動や消費スタイルで実現する傾向が増えている。

多くの企業では、ISO14001、グリーン調達*、CSR調達*などの導入が進み、自らの事業活動だけでなく、取引企業にも、環境などに配慮した取り組みを要求する動きが加速している。

これまで、県では、平成6年に「長崎県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、環境保全型農業の推進方向・体制を整備し、技術開発及びその導入・普及を推進してきた。また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が制定されたことに対応し、平成12年に「長崎県持続性の高い農業生産方式の推進方針」・「長崎県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を策定し、環境と調和した持続的な農業生産方式の導入を目指す農業者、いわゆる“エコファーマー”の育成を進めてきた。

さらに、平成16年には、「人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例」を制定し、第一次産業である農業、林業、水産業がともに安全で環境への負荷を抑えた生産活動を実施するため、県、市町、関係団体、産業従事者、消費者の責務を明らかにするとともに、その方針に則った生産振興を目指している。

なお、「人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例」は平成27年4月1日より「長崎県食品の安心・安全条例」に引継がれている。

しかしながら、近年の環境問題の深刻・喫緊化、社会的情勢の変化・多様化は想像を超えるスピードで進展しており、これまでの取り組みを一体的・総合的に推進するとともに、“リスク管理*”と呼ばれる事前の危機対応概念を農業にも導入する必要性が生じてきた。

食の安全性を確保していくことは、消費者のみならず生産者、さらには流通販売を業とする人々にとっても、また安全な食料の生産と供給に幅広い責務を持つ行政にとっても、重大な関心をもって対処しなければならない課題である。

そこで、農業生産過程における環境負荷の低減と農産物の安全性、及び消費者・農業者の健康維持・増進をさらに推進するため、全国に先駆けて、県としてGAP（適正農業規範）の推進方針を謳い、併せて導入・管理指針、点検様式（チェックシート）を備えた「長崎県版GAP（農業生産工程管理）」を策定し、「長崎県食品の安心・安全条例」に沿って長崎県が目指すべき農業の姿の具体化をさらに推進することとする。

長崎県版GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の基本的な考え方としては、

- (1) 「長崎県食品の安心・安全条例」の具体的な取り組みの一部とする。
- (2) 農業生産過程・生産物に関する法令を順守する。
- (3) 環境保全及び農産物の安全性に関する農業者と消費者の相互理解を構築する。
- (4) 農業者から消費者まで農産物に係る人々の健康維持・増進を図る。
- (5) 農業者が主体的となり、継続的改善を実施しながら県全体の幅広い農業者の参画を促す。

とし、生産現場でこれまで取り組んできた活動を中心に、整理、明確化することを基礎とする。

また、問題発生を未然に防ぐためのしくみ＝“リスク管理方式”を導入し、環境と安全性の基盤の確立とさらなる発展を目指すこととする。

さらに、長崎県の地理的・社会的背景を鑑み、地下水、河川水、海水の水質保全に最大限配慮した取り組みとし、大村湾・諫早湾等の閉鎖性水域の流域については、特にそれら水域の環境保全・改善に取り組むことを重点的課題とする。

県は、農業者・関係団体と連携して長崎県版GAPを県全体に展開し、農業と環境との調和が最大限に図られた農業・農村を目指すとともに、安全な農産物の供給、農村から都市住民に至るすべての人の健康維持・増進を目指すこととする。

2 既存制度・運動との関係

県では、関係機関と連携しながら農業分野における環境保全・生産物の安全性に関する取り組みを下記のとおり実施してきた。長崎県版GAPは、これらの取り組みの基盤・基礎をなすものとし、今後は、一体的・総合的に推進することとする。今後は長崎県版GAPの取り組みを共通基盤として、環境保全型農業、持続的農業、長崎県特別栽培農産物、有機農産物、生産履歴記帳・トレーサビリティ運動、残留農薬対策、農業者・消費者の健康増進、農村の景観向上、農作業安全運動等を効果的に展開することとする。

また、国が定める環境と調和のとれた農業生産活動規範（以下「農業環境規範」という。）』とGAP共通基盤ガイドラインへの準拠に努める。

- (1) 環境保全対策
 - 持続的農業の推進（エコファーマーの認定推進）
 - 長崎県特別栽培農産物の推進
 - 有機農産物の推進
- (2) 農産物の安全性対策
 - 生産履歴記帳運動の推進
 - トレーサビリティシステムの導入推進
 - 残留農薬分析の推進
- (3) 農業者・消費者の健康増進
- (4) 農村の景観向上
- (5) 農作業安全運動の推進

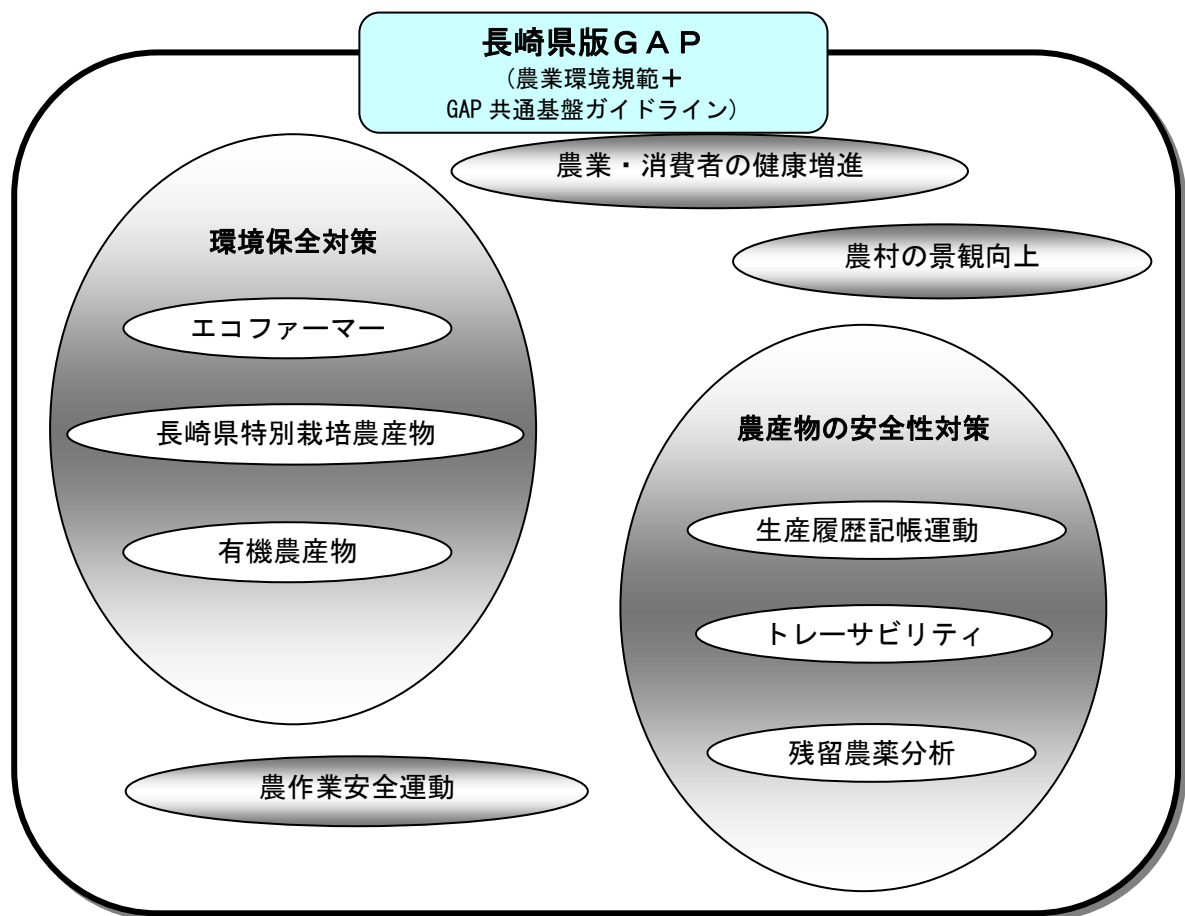


図1 長崎県版GAPが網羅する範囲

3 推進体制及び関係機関・団体の役割

長崎県版GAPが目指す農業の姿の達成には、県内の幅広い農業者の参画を得ることが必須であり、そのためには関係機関が一致・連携した取り組みを実施することが重要である。

県段階では、関係機関・関係団体等で構成する「長崎県GAP推進協議会」において、長崎県版GAPについて協議・策定を行い、長崎県で実践されるGAPの望ましい内容を提示し、その取り組みを促すこととする。

また、県は、関係機関と連携しながら長崎県版GAPに係る研修会等を積極的に実施し、推進に係る技術者や農業者の意識啓発を図り、その取り組みを促進することとする。

各地域においては、既存の市町環境保全型農業推進協議会等の組織において、市町、農業団体、県機関が連携・役割分担しながら、地域の実情を鑑み、長崎県版GAPを推進する。

同GAPの推進に係る各関係機関の役割は、下記のとおりとし、県は実現に関して積極的な支援を実施するものとする。

また、同GAP実践の中心は農業者となるが、農産物の安全性確保には、生産

現場だけでなく、流通や販売分野それぞれにおける取り組みも一体的になされて初めて確立されるものである。

したがって、流通・販売関係者も適正流通規範、適正販売規範等を整備して、長崎県版GAPと連携して取り組むことが必要であり、消費者も農業生産現場における取り組みに対して理解を深めるとともに、同GAP実践農業者が生産した農産物を積極的に購入することが望ましい。

県

- ・ 県推進体制・計画の整備
- ・ 環境整備（長崎県版GAP、同マニュアル等の作成）
- ・ 技術指導、導入支援
- ・ 整備事業・推進事業への支援
- ・ 県域の啓発活動
- ・ 推進に係る人材育成、及びその支援

地域（市町、農業団体、県地方機関）

- ・ 地域における推進体制・計画の整備
- ・ 整備事業・推進事業への支援
- ・ 地域における啓発活動
- ・ 現地における技術指導・導入支援
- ・ 推進に係る人材育成

農業者・生産団体

- ・ 長崎県版GAPへの取り組み・実践
- ・ 実需者から求められるGAP認証取得

流通・販売関係者

- ・ 取り組む農業者・農産物への理解・積極的な購入
- ・ 消費者に対する啓発活動
- ・ 適正流通規範、適正販売規範等の整備

消費者

- ・ 取り組む農業者・農産物への理解・積極的な購入

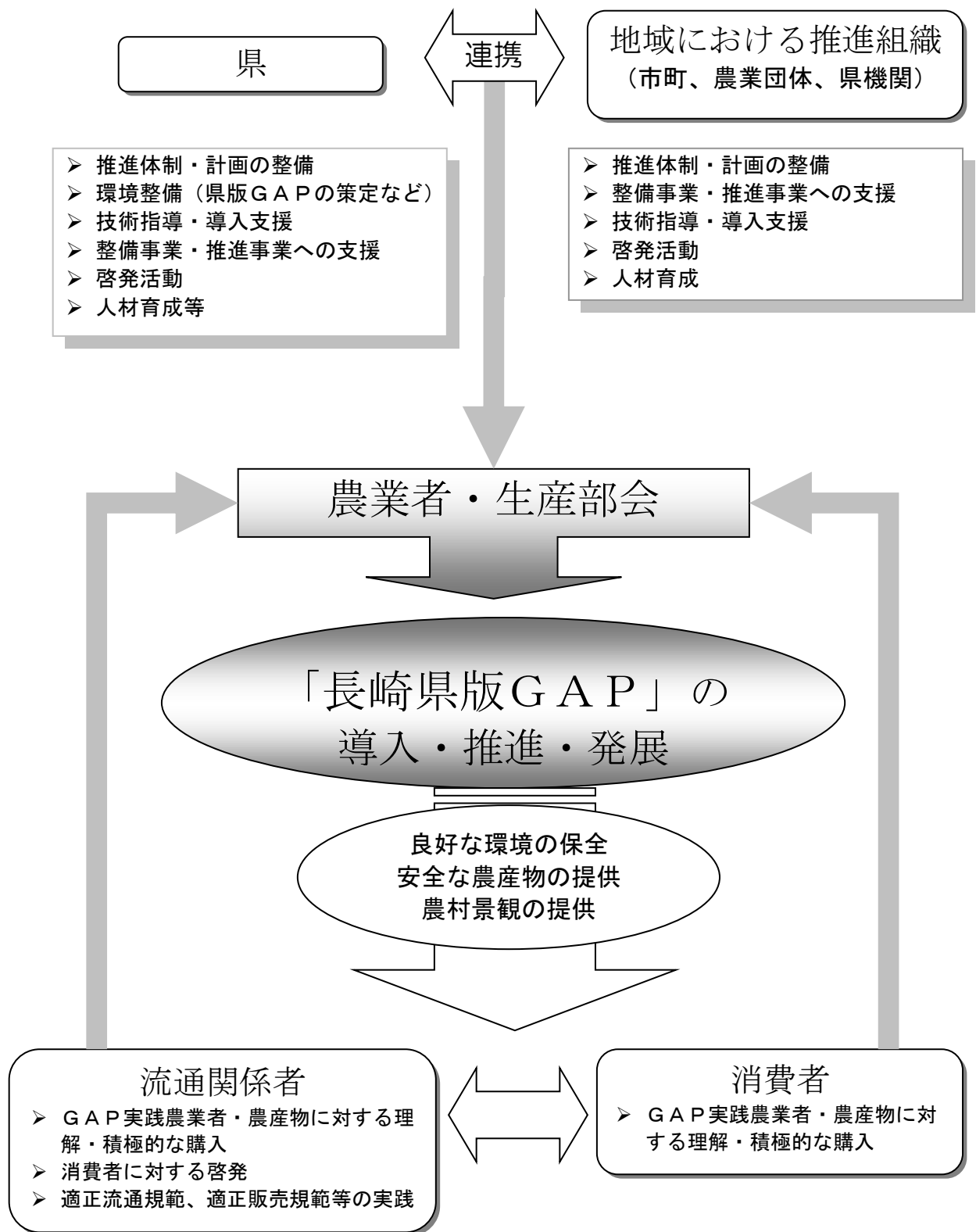


図2 長崎県版GAPの推進における関係者の役割 (イメージ)

4 取り組み範囲

長崎県版GAPは、一部の生産現場における特殊な取り組みではなく、幅広い地域、農業者、生産団体、作物において取り組むべき規範である。

したがって、農業経営基盤強化促進法における認定農業者はもちろんのこと、主業農業者、副業的農業者など多くの農業を営む者、生産法人、各生産団体等に取り組みを促すこととする。

5 助成事業との関係

県が助成する整備事業・推進事業については、必要性が高いものから長崎県版GAPの実践に整合性を持って取り組むこととする。

国は、農業環境規範の実践を一部の交付金事業の要件にしており、それを今後拡大するとしているが、長崎県版GAPの実践をもって農業環境規範の実践とみなすものとする。

6 推進計画

長崎県版GAPの推進計画については、市町、関係団体と連携しながら別途定める。

7 具体的な取り組み内容

長崎県版GAPの具体的な取り組み手順・内容については、長崎県版GAP指針、長崎版GAPチェックシートとして別に定める。

農業者、生産団体等では、長崎県版GAP指針、長崎版GAPチェックシートを参考に、必要な追加や削除等を行い、それぞれの地域や団体の実情に合った主体的なGAPを作成することが重要である。

県ではGAPに関する指導ができる人材（GAP評価員等）の養成を行う。

市町、JA、振興局などの関係機関は、農業者、生産団体等の主体的な取り組みが行われるよう連携して指導・支援を行うとともに、主体的なGAP作成の際は、基本方針に謳われた趣旨が反映されるよう助言することが重要である。

8 実践内容の確認

実践・記録した内容については、自己確認が基本であり、農業者が自ら点検・検証する。また、所属する団体単位による監査をすることでチェック機能が向上する。

さらに、信頼性の担保のため、第三者による監査などの実施を積極的に行うことが望まれる。

そのため、長崎県版GAPに持続的な農場経営と産地育成のためのGAP教育システムを導入し、どこが問題か、なぜ問題か、どの程度問題かを評価員（資格を持った普及指導員等）が個別に指導することで、農業者自らが改善に役立て、実需者から求められるGAP認証取得を目指す。

9 長崎県版GAPの制度化

長崎県版GAPの認証、登録等の制度化については、その是非を含めて検討する。

10 長崎県版GAPの改定

環境、食品衛生、健康問題等長崎県版GAPに係る事案については、日々多様化している。畜産についても今後、順次整備して行く。また、農業生産方式や農業生産資材についても、近年は変化が著しい。

したがって、長崎県版GAPについては、当分の間、推進方針、指針、チェックシートについて、年に1回以上内容を検討し、社会情勢や生産現場の実情を鑑みながら、必要に応じて見直すものとする。

- * **グリーン調達**～使用する部品や資材を選定する際に、価格や品質、納期だけを重視するのではなく、環境配慮（リサイクル可能性、耐久性、再生原料の使用有無）を調達基準に追加すること。
- * **CSR調達**～Corporate Social Responsibility の略で、企業の社会的責任と訳される。これにはいくつかの側面があり、安全で品質のよい製品を提供することにより社会に貢献していくこと、環境に配慮して事業活動を改善していくこと、関連法規が遵守される組織を構築することなどが挙げられる。
- * **ロハス**～ロハス（LOHAS）とは、Lifestyles Of Health And Sustainability の略で、一般的に、健康や環境問題等に関心の高い人々の生活様式と理解される。社会学者や心理学者の調査を基に、1990年代にアメリカで提唱された生活様式概念であり、日本には、2000年代に紹介されたが、定義は明確には規定されていない。
- * **リスク管理**～リスク管理とは、リスクを組織的に管理し、ハザード（危害）、損失などを回避もしくは、それらの低減をはかる過程全般の管理を意味するが、ここでは、危害分析等とそれに基づく対応策等を設定する「事前のリスク管理」の意として用いる。